

# 船舶事故調査報告書

平成30年10月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月8日 10時15分ごろ
発生場所	熊本県上天草市維和島南方沖 <small>かみあまくさ いわ</small> <small>しもうとの はな</small> 下大戸ノ鼻灯台から真方位023° 970m付近 （概位 北緯32° 32.3′ 東経130° 27.9′）
事故の概要	漁船 <small>かみりゅう</small> 神龍丸は、西南西進中、また、プレジャーボートプラス1は、漂泊中、両船が衝突した。 プラス1は、船長が負傷し、右舷船尾部の破損等を生じ、また、神龍丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 神龍丸、4.8トン KM3-29692（漁船登録番号）、個人所有 11.53m (Lr) × 2.83m × 0.97m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成元年7月25日 B プレジャーボート プラス1、5トン未満 293-35688熊本、個人所有 6.39m (Lr) × 2.43m × 1.24m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成13年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 29歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年12月27日 免許証交付日 平成27年9月28日 （平成32年12月26日まで有効） B 船長B 男性 45歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年2月27日 免許証交付日 平成30年2月27日 （平成35年2月26日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部に破損、船外機に濡損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約17℃ 上天草市には、平成30年4月7日20時45分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、操業の目的で、平成30年4月8日06時00分ごろ維和島北東方沖の漁場に向け、熊本県宇城市内瀧片島漁港を出港した。</p> <p>A船は、漁場を移動しながら操業を行い、09時55分ごろ水揚げの目的で上天草市上天草港柳地区に向けて熊本県八代市三ツ島北東方沖の漁場を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが、船首浮上により船首方に生じた死角を補う目的で、操舵室に設けた渡し板に膝をついて立ち、天窓から顔を出して船首を維和島南端付近に向け、約12～13ノットの対地速力で手動操舵により西南西進した。</p> <p>船長Aは、徐々に強くなった西寄りの風の影響を受け、船首方から波を受けながら航行を続け、瀬戸東口まで約1.5海里（M）に近づいた頃、同瀬戸東口の維和島寄りにB船を認めた。</p> <p>船長Aは、天窓から波しぶきが入って来るようになったので、天窓を閉め、渡し板に腰を掛けて操船していたところ、10時15分ごろ維和島南方沖で突然衝撃を受けた。</p> <p>船長Aは、A船の船尾方に右舷側に傾斜して止まっているB船を認め、A船がB船と衝突したことが分かり、主機を中立運転としたのち後進として方向転換し、横倒しとなったB船にA船を寄せ、B船の近くに浮いていた船長BをA船に引き揚げた。</p> <p>船長Aは、A船の左舷船尾部にB船の左舷船首部の手摺りを長さ約12mの係留索でつなぎ、自身が所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、同組合が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、B船をB船の係留場所である上天草市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）までえい航しようとしたところ、係留索をつないだ状態でB船が転覆して水深約10mの海底に船尾を下にして沈没したので、その場で海上保安庁の到着を待った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、購入後の慣らし運転の目的で、08時32分ごろ本件マリーナを出発した。</p> <p>B船は、島原湾に向かったところ、上天草市大矢野島南方の満越ノ瀬戸灯浮標付近から西方には白波が立っていたので、船長Bが、風の影響を受けにくいと考えて八代海に向かった。</p> <p>船長Bは、10時02分ごろ維和島南端付近に至り、周辺を航行する他船が見当たらなかったため、船外機を停止して船首を東方に向け</p>

	<p>て漂泊を開始し、操縦席に腰を掛けて周囲を見ながら昼食をとった後、釣りをしながら慣らし運転をすることとし、後部甲板の物入れの右舷側に腰を掛け、時々右舷方を見ながら釣りの仕掛けの準備を始めたところ、B船が左舷側の陸岸に寄せられていることに気付いた。</p> <p>船長Bは、後部甲板の物入れの左舷側に移動し、左舷方に向けて腰を掛け、折からの西寄りの風などの影響により船首が北東方を向いたB船と陸岸との距離を確認しながら釣りの仕掛けの準備を続けていたところ、突然背後からの衝撃を受けた。</p> <p>船長Bは、何が起きたのかが分からなかったが、B船がくるぶし付近まで浸水して右舷側に傾いたので、海中に飛び込んでB船の近くで浮いていたところ、近づいて来たA船を見てA船と衝突したことが分かり、A船に救助された。</p> <p>B船は、横倒しとなり、A船がえい航しようとしたところ、船尾から沈没した。</p> <p>船長Bは、船長Bから連絡を受けて駆けつけた本件マリーナの船に移乗して本件マリーナに戻った後、自ら病院に行って受診したところ、右上腕部打撲傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 B船損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船が、航行中に船首が浮上して船首死角が生じるので、ふだん、天窓から顔を出して操船し、雨天時などは、天窓を閉めて操舵室に設けた渡し板に腰を掛け、レーダーによる見張りを行いながら航行していた。</p> <p>船長Aは、天窓から波しぶきが入って来るようになった際、船首方向の維和島南端とB船の間にはA船が安全に通過できるだけの距離があるように見えていたので、そのままの針路で航行すればB船の北方を安全に通過できると思い、天窓を閉めたものの、レーダーを起動しなかった。</p> <p>船長Aは、B船が、折からの西寄りの風などの影響により、渡し板に腰を掛ける前に視認した場所から北東方に圧流されたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>A船の甲板員は、船尾方に向けて操舵室後方の右舷側物入れに腰を掛けていたので、前路で漂泊中のB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、本事故時、B船が陸岸寄りに漂泊していたので、B船の近くを航行する他船はいないと思っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、維和島南方沖を西南西進中、船長Aが、船首方にB船を認</p>

	<p>めていたものの、そのままの針路で航行すればB船の北方を安全に通過できると思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に向かって航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、天窓を閉めて操舵室に設けた渡し板に腰を掛けた際、船首方向の維和島南端とB船との間にはA船が安全に通過できるだけの距離があるように見えていたので、そのままの針路で航行すれば、B船を安全に通過できると思ったことから、レーダーを起動しなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、維和島南方沖において漂流中、船長Bが、B船が陸岸寄りに漂流していたのでB船の近くを航行する他船はいないと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向かって接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、維和島南方沖において、A船が西南西進中、B船が漂流中、船長Aが、そのままの針路で航行すれば船首方に認めたB船の北方を安全に通過できると思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、B船が陸岸寄りに漂流していたのでB船の近くを航行する他船はいないと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に船首が浮上して死角が生じる場合は、レーダーを活用するなど、船首方の死角を補って適切な見張りを行うこと。</li> <li>・漂流中においても、他の船舶が接近する場合もあるので、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

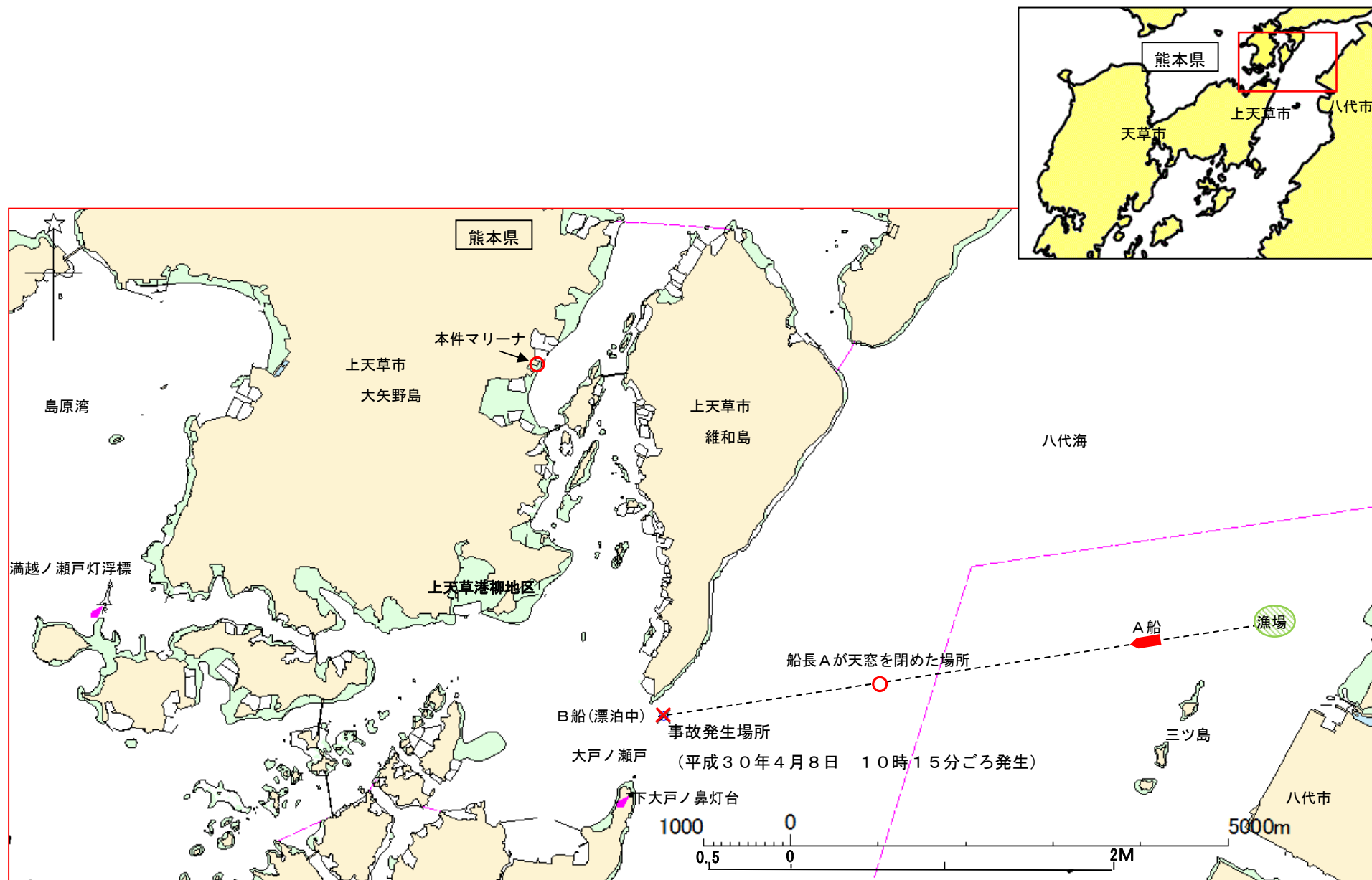


写真1 B船損傷状況

